

○小川町重度心身障害者医療費支給に関する条例

昭和51年3月26日

条例第6号

改正 昭和53年9月30日条例第14号

昭和57年12月23日条例第20号

昭和59年6月21日条例第15号

昭和59年12月20日条例第22号

平成10年7月6日条例第16号

平成13年9月17日条例第18号

平成18年3月10日条例第18号

平成18年9月14日条例第32号

平成20年3月12日条例第8号

平成20年6月10日条例第18号

平成21年6月10日条例第20号

平成24年3月9日条例第7号

平成25年3月12日条例第13号

平成26年3月12日条例第5号

平成26年9月10日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、小川町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則（昭和51年小川町規則第4号。以下「規則」という。）に定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給することを定め、もって、重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号

に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの

(2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱で規定する「(A)」、「A」又は「B」の障害を有するもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

(4) 65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの

(5) 75歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の町長の認定を受けているもの

2 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法をいう。

3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令その他これに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。

（対象者）

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 小川町（以下「町」という。）の区域内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する入所による介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、

入院又は入居している者

イ 他の市町村が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、障害者総合支援法第5条第15項の共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

ウ 他の市町村が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

エ 他の市町村が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 他の市町村が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

カ 当該対象者の保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、同項に規定する、指定障害児入所施設等に入所している者で、当該施設等への入所前に町の区域外に住所を有していたもの

キ 児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、同項に規定する厚生労働省令で定める指定障害児入所施設等に入所している者（当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であった者（以下「保護者であった者」という。）が本町内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本町内にあった者を除く。）

ク 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の行う国民健康保険の被保険者である者

ケ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) 町から障害者総合支援法第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、町の区域外に設置されている障害者総合支援法第5条第6項の厚生労働省令で定める施設若しくは同条

第11項に規定する障害者自立支援施設（以下「障害者支援施設等」という。）若しくは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

- (3) 町が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本町の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入所させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (4) 町が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、町の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
- (5) 町が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、町の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (6) 町が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、町の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
- (7) 当該対象者の保護者が児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、同項に規定する、指定障害児入所施設等に入所している者で、当該施設等への入所前に町の区域内に住所を有していたもの
- (8) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、同項に規定する厚生労働省令で定める指定障害児入所施設等に入所している者（当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者が本町内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本町内にあった者に限る。）
- (9) 国民健康保険法第116条の2の規定により、町が行う国民健康保険の被保険者である者
- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入

院、入所又は入居をした際、小川町の区域内に住所を有していたもの

(11) その他町長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 児童福祉法第6条の3に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者

(4) 他の市町村から重度心身障害者に対する医療の給付に係る一部負担金について助成金の支給を受けることができる者

(5) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者（前条第1項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者（前条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する障害の状態にある者を除く。）であって、65歳に達する日前に高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあった旨の町長の認定を受けたものを除く。）

（医療費助成金）

第4条 町は、対象者に係る医療の一部負担金（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者（第2条第1項各号（第3号を除く。）に規定する障害の状態にある者を除く。）が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、受給者の責め（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。

（受給資格の登録）

第5条 医療費助成金の支給を受けようとする対象者は、規則で定める申請書を町長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。

（受給者証の交付）

第6条 町長は、前条の申請に基づき、第3条に定める対象者と認定したときは、当該対象者（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。

2 町長は、前条の申請に対して、第3条に定める対象者と認定しないときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

（受給者証の掲示）

第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに、受給者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第8条 医療費助成金の支給は、受給者又はその保護者（受給者を現に監護する者として登録されたものをいう。）の請求に基づき行うものとする。

(届出の義務)

第9条 受給者は、その資格を喪失したとき又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第11条 町長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費助成金の額に相当する額を返還させることができる。

(支給金の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者がいるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第14号）

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第20号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年条例第22号）

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成13年条例第18号）

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 改正後の小川町重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に受給者証又は受給証明書の交付を受けている者は、改正後の第3条に規定する対象者でないこととなった場合においても、第6条に規定する受給者証又は受給証明書を交付するものとする。

附 則（平成18年条例第32号）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受給者証又は受給証明書の交付を受けている者は、改正後の第3条の規定による対象者として受給者証又は受給証明書の交付を受けたものとみなす。

附 則（平成20年条例第8号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小川町重度心身障害者医療費支給事業について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に第3条第1項第9号の規定により現に受給者証の交付を受けている者は、施行日に後期高齢者医療制度に加入したことにより、同条に規定する対象者でないこととなった場合においても、同日に入院、入所又は入居している病院、診療所又は施設を退院、退所又は退去するまでの間は、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成20年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第20号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に75歳以上の者で改正前の第2条第1項第3号の規定

に該当するものとして受給者証の交付を受けているものは、改正後の第2条第1項第4号の規定に該当する者として受給者証の交付を受けた者とみなす。

附 則（平成24年条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の小川町重度心身障害者医療費支給に関する条例第3条の規定により受給者証の交付を受けている者で、改正後の小川町重度心身障害者医療費支給に関する条例第3条の規定により対象者でないこととなったものは、現在入所している施設等を退所するまでの間、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成25年条例第13号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第15号）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項第2号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

2 改正後の小川町重度心身障害者医療費支給に関する条例第3条第2項第5号の規定は、この条例の施行の際現に改正前の小川町重度心身障害者医療費支給に関する条例第2条第1項に規定する重度心身障害者である者については、適用しない。